

行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律
等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係規則の整理に関する規則をここに
公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 5 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(野田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 野田市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年野田市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「被保険者証その他」を削る。

第 1 7 条第 1 項中「被保険者証及び」を削る。

第 1 8 条中「被保険者証及び死亡診断書又は死体埋火葬許可証、死胎埋火葬許可証若しくは改葬遺骨埋火葬許可証若しくは死亡の事実を証明する書類」を「葬祭を行った事実を証明する書類」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「に被保険者証を添付して、」を「を」に改める。

(野田市公印規則の一部改正)

第 2 条 野田市公印規則（昭和 4 6 年野田市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 1 野田市印の項中

 を
」

「

 に改める。
」

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正)

第 3 条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則（昭和 4 7 年野田市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「資格確認書等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる書類は、当該書類と同

様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則（昭和50年野田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加える。

第8条第1項第1号中「被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）」を「資格確認書等」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

第10条第6項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

第10条の2第1項第2号中「被保険者証等」を「社会保険各法による資格に係る情報」に改める。

（野田市行政組織規則の一部改正）

第5条 野田市行政組織規則（昭和54年野田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2市民生活部の項市民課の目第17号中「被保険者証の交付返納」を「資格確認書等の交付及び返納」に改め、同項国保年金課の目第2号及び第15号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

別表第3支所の項第9号及び第15号並びに別表第4出張所の項第8号及び第13号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

（野田市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則の一部改正）

第6条 野田市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則（平成3年野田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「に国民健康保険被保険者証を添付して」を「を」に改め、同条第2項中「第9条第6項の被保険者資格証明書の交付」を「第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費の支給」に改める。

第6条中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書等」に、「後期高齢者医療被保険者証）及び」を「後期高齢者医療資格確認書等）を提示の上、」に改める。

（野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則の一部改正）

第7条 野田市精神障がい者医療費助成金支給条例施行規則（平成6年野田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、被保険者証又は組合員証を提示の上」を削り、同項に次の1号を加える。

（3） 社会保険各法による資格確認書等の写し

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項第3号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年野田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「健康保険被保険者証」を「社会保険各法による資格確認書」に改める。

（野田市子ども医療費の助成に関する規則の一部改正）

第9条 野田市子ども医療費の助成に関する規則（平成15年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「（第2号に掲げるものにあつては添付又は提示）」を削り、同項第2号中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「資格確認書等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

(野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則の一部改正)

第10条 野田市後期高齢者はり、きゅう、あん摩等の施術に関する規則（平成30年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「に後期高齢者医療被保険者証を添付して」を「を」に改め、同条第2項中「第54条第7項」を「第82条第1項又は第2項本文」に、「被保険者資格証明書の交付」を「特別療養費の支給」に改める。

第6条中「後期高齢者医療被保険者証及び」を「後期高齢者医療資格確認書等を提示の上、」に改める。

(野田市国民健康保険人間ドック検査費用の助成に関する規則の一部改正)

第11条 野田市国民健康保険人間ドック検査費用の助成に関する規則（平成30年野田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第9条第3項中「被保険者証」を「国民健康保険資格確認書等」に改める。

(野田市後期高齢者人間ドック検査費用の助成に関する規則の一部改正)

第12条 野田市後期高齢者人間ドック検査費用の助成に関する規則（平成30年野田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第9条第3項中「被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

(野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第13条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「健康保険被保険者証」を「社会保険各法による資格確認書」に改める。

(野田市助産及び母子保護の実施に関する規則の一部改正)

第14条 野田市助産及び母子保護の実施に関する規則（平成31年野田市規

則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 社会保険各法による資格確認書等の写し

第2条第1項第3号中「母子健康手帳」の次に「の写し」を加える。

第2条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則の一部改正）

第15条 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業実施規則（令和2年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第3条第2号ウ中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第4条第1項第2号中「被保険者証等」を「社会保険各法による資格確認書等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市不育症治療費の助成に関する規則の一部改正）

第16条 野田市不育症治療費の助成に関する規則（令和4年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市不妊治療費の助成に関する規則の一部改正）

第17条 野田市不妊治療費の助成に関する規則（令和4年野田市規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

（野田市斎場予約システムの利用に関する規則の一部改正）

第18条 野田市斎場予約システムの利用に関する規則（令和5年野田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「健康保険被保険者証」を「社会保険各法による資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。